

審査基準

令和4年4月19日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根拠条項：第61条第2項において準用する第45条
処分の概要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問合せ先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話：026-233-0110)
備考：